

○岡山商科大学研究データポリシー

(2025年5月13日 制定)

(目的)

第1条 岡山商科大学（以下「本学」という。）は、建学の精神及び教育理念に基づき、法律、経済及び経営に関する専門的学術の教授、研究及び社会貢献によって、社会、国家及び人類のために有為な人材を育成することを目的としている。その目的を果たすため、研究データを適切に管理及び公開し、広く利活用を促していくことは必要不可欠である。よって、本学は以下の基本方針を定める。

(研究データの定義)

第2条 本学における研究活動において、研究者によって生成・蓄積されたデータをいう。

(研究データの管理、公開及び利活用)

第3条 研究データを生成・蓄積した研究者は、本学規程及びこれに準ずる規範に従い、他者の権利及び法的利益を損なわない範囲において、その方法を決定することができる。

(研究者の責務)

第4条 研究者は、前条に定める範囲において、各研究分野等の特性を考慮したうえで、研究データの管理、公開及び利活用を促進する。

(大学の責務)

第5条 本学は、研究者による研究データの管理、公開及び利活用を支援するための環境を整備し、研究者に提供する。

(改廃)

第6条 このポリシーの改廃は、岡山商科大学教職員倫理委員会の意見を聴き、評議会の議を経て学長が行う。

附 則

このポリシーは、2025年4月1日から施行する。